

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第9条の2第1号」を「第9条の12第1号」に改め、同号イ中「第9条の2第2号」を「第9条の12第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。